奥 生 ス 号 外
令和４年２月22日

市内スポーツ施設及び文化会館管理者　様

奥州市協働まちづくり部長

奥州市内公共施設における利用制限について

新型コロナウイルス感染症対策のための市内公共施設における利用制限措置について、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当市における施設利用制限等の措置について以下のとおりとします。

つきましては、措置内容についてご確認いただきますとともに、利用者への周知や管理の徹底等についてご対応くださいますようお願いいたします。

なお、今後の国、県の指示、市、市教育委員会方針等に基づき変更等が生じた際は随時お知らせいたします。

記

１　制限措置等の内容

施設利用や活動については、以下のとおりとします。

なお、施設の利用及び活動に際して、裏面の「２　留意事項」を厳守してください。

(1) 市所管のスポーツ施設、社会教育施設

３月１日から当面の間、市民、市内団体及び市内事業者のみを対象に利用再開します。

※地区センターグラウンド、体育館等を含みます。

※２月28日までは休館のため施設の利用ができません。

(2) 文化会館

３月１日から利用制限を解除します。

(3) スポーツ少年団活動

３月１日から公共施設の利用が可能です。

岩手緊急事態宣言の方針に準じ、活動は「平日のみ」、活動時間は「２時間以内」とし、他団体との練習試合等については「原則禁止」とします。ただし、直近（１か月程度）に公式大会（全国大会等）を控えている活動については、この限りではありませんが、必要性を十分に検討した上で、最小限の範囲での活動とします。

(4) 市内小中学校施設の開放（学校開放）

部活動及び部活動を補完する活動（父母会練習等）、スポーツ少年団等活動、放課後児童クラブ等児童生徒の居場所確保事業のみ利用が可能です。

※一般（高校生以上）への開放は引き続き休止します。

２　留意事項

活動の実施、施設の利用に際しては、以下の事項に留意してください。

(1) 感染予防対策の徹底

感染予防のため、利用者に対し以下の対応を促してください。

・熱や咳などの症状の確認、体調管理の徹底

・手洗い、咳エチケットの徹底、活動に支障のない範囲でのマスクの着用

・３密（密閉、密集、密接）の回避

・屋内においては定期的な換気の実施

・その他、感染の危険が高まる行為の回避

(2) 活動時間の厳守

岩手緊急事態宣言の方針に準じた活動とします。

※スポーツ少年団等とは、小中学校のスポーツ少年団（登録の有無問わず)、クラブチーム、地域のスポーツクラブなど、部活動以外の団体で、かつ部活動に類するような活動を行う団体としています。

(3) 部活動を補完する活動（父母会練習等）の取扱い

部活動を補完する活動（父母会練習等）は、学校長が認めた場合のみ実施できます。その際、公共施設の利用申請については、学校長（顧問）のみとなります。

(4) 市外団体との合同での公共施設利用の禁止

部活動（補完活動含む）において、市内公共施設は、市民、市内団体及び市内事業者のみを利用可能としているため、部活動（補完活動含む)、スポーツ少年団等活動ともに、市外校団体と合同練習、練習試合による公共施設利用はできません。

※ご不明点等ございましたら下記担当までご連絡ください。

担　当
生涯学習スポーツ課スポーツ振興係
千田　芳明
TEL 0197-34-2498
FAX 0197-35-7466
E-mail　shousupo@city.oshu.iwate.jp